

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

- 1 受注者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報の保護に関する法律を遵守し、情報資産保護の重要性を認識するとともに、発注者及び個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(定義)

- 2 本書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
 - (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。

(個人情報等の取扱いの委託)

- 3 発注者は、受注者による本委託業務の遂行上必要な最小限度において、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いを受注者に委託するものとする。
- 4 発注者は、特定個人情報の取扱いを受注者に委託する場合は、原則として、当該情報が特定個人情報である旨を書面にて受注者に示さなければならない。また、発注者は、発注者が受注者に取扱いを委託した情報が、特定個人情報に該当するかどうか受注者において不明であり、受注者が発注者に照会したときは、速やかに回答しなければならない。
- 5 個人情報等の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法等は、個人情報等の安全管理の観点から、別途発注者及び受注者が協議の上、定めることとする。

(個人情報等の秘密保持)

- 6 受注者は、本委託業務の遂行にあたり発注者から取扱いを委託された個人情報等を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本委託業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、第 20 項に定める再委託先が本委託業務の遂行上必要な最小限度において、個人情報等を取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないものとする。
- 7 受注者は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けて本委託業務に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、個人情報等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その利用目的以外の目的のための利用を禁止するものとする。
- 8 発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、受注者は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報等の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(個人情報等の主体たる本人に対する責任等)

- 9 発注者は、個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合は、個人情報等が、法を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に個人情報等の取扱いを委託することについて個人情報等の主体たる本人に対して責任を負う。
- 10 受注者は、本人から個人情報等の開示、訂正、追加又は削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報等の提供を要請された場合、すみやかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(個人情報等の持ち出し禁止)

- 11 受注者の従業員等は、個人情報等を受注者の事業所内の管理区域または取扱区域外へ持ち出してはいけない。

(情報の漏えい防止及び事故防止に関する事項)

- 12 受注者は、この契約の履行により知り得た情報を、一切第三者に漏らしてはならないものとし、契約期間終了後又は、従事者の職を退いた後も同様とする。
- 13 受注者は、情報セキュリティ事故を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。また、発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、受注者は、本委託業務の遂行にあたり、個人情報等の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。
- 14 発注者及び受注者は、前項に定める安全管理措置に関し、発注者がその具体的内容を特に指定しようとする場合、本委託業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。
- 15 発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、第 13 項に定める安全管理措置を徹底するため、発注者及び受注者は、本委託業務の遂行にあたり個人情報等の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。
- 16 発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、受注者は、本委託業務の遂行上、実際に個人情報等を取扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(法の守秘義務規定及び個人情報保護義務規定に関する事項)

- 17 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を遵守し、これらの規定に基づく守秘義務及び個人情報等の適正な維持管理を行う義務を負う。

(適正処理に関する事項)

- 18 受注者は、本委託業務にかかる全ての情報について、本委託業務を遂行するために必要な範囲においてのみ、適法かつ公正な手段により使用若しくは利用することができ、それ以外の目的及び用途で使用若しくは利用してはならない。

(再委託の禁止又は制限に関する事項)

- 19 受注者は、本契約にかかる委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承認を得たときはこの限りではない。
- 20 受注者は、本委託業務の遂行上、個人情報等の取扱いの全部又は一部を第三者（子会社を含む。以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、再委託先、再委託の内容、そこに含まれる情報、個人情報等の管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出し、発注者の事前の書面による承認を得るものとする。さらに2次、3次等再再委託をする場合にも発注者の承認を得るものとする。また、受注者の責任において、再委託先に対して、本書で定められている受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(情報の複写及び複製の禁止に関する事項)

- 21 受注者は、本委託業務にかかる全ての情報を複写又は複製してはならない。ただし、仕様書に複写又は複製にかかる定めがある場合及び本委託業務を遂行するため受注者と発注者との協議により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(委託先での情報の保護対策に関する事項)

- 22 受注者は、本委託業務にかかる情報を保護するため、受注者の所有する施設設備の管理体制に必要な措置を講ずるものとする。
- 23 受注者は、善良な管理者の注意をもって次の各号に定めるものの維持管理にあたらなければならない。
- (1) 磁気テープその他の媒体に記録されている情報
 - (2) 情報が記録されている帳票
 - (3) 電子計算機処理に関するドキュメント及びプログラム
 - (4) その他仕様書で指定するもの
- 24 発注者は、受注者に対して、必要に応じて、前項各号にかかる管理運営規定の提出を求めるとともに、その改善を求めることができる。

(監査)

- 25 発注者は、個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合は、受注者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。
- 26 前項の報告、資料の提出又は監査にあたり、受注者は、発注者に対して、受注者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。
- 27 発注者は、第25項による監査のために受注者の事業所又はコンピュータセンター等への入館が必要となる場合、受注者所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとする。
- 28 受注者は、第25項による発注者の監査が通常範囲を超えると判断するとき、発注者及び受注者が協議の上、監査の受入れのために受注者が要した費用を発注者に請求することができるもの

とする。

(改善の指示)

- 29 発注者は、第 25 項による報告、資料の提出又は監査の結果、受注者において個人情報等の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- 30 受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。
- 31 第 29 項により発注者の要請する安全管理措置の改善が第 13 項に定める安全管理措置の範囲を超え、かつ本委託業務の内容、規模及び対価に鑑み不相応な費用を要するものであるときは、当該改善に係る費用は、発注者が負担するものとする。

(知的財産権の保護対策に関する事項)

- 32 本委託業務に関する全ての情報は、本委託業務の処理のために発注者が提供した発注者の情報であって、受注者は、その内容を侵す一切の行為をしないことを発注者に保証する。
- 33 発注者及び受注者は、本委託業務にかかる全ての情報は、全て発注者の所有物であることを確認する。
- 34 受注者は、本委託業務を遂行するにあたり、第三者の発明、考案、商標その他の名称を使用することによって、第三者の権利を侵害してはならない。
- 35 前項の場合において、第三者から発注者に対して特許権、実用新案権、商標権その他の権利侵害を理由に、費用の請求があった場合には、発注者及び受注者が協議のうえ解決を図るものとする。
- 36 前項の場合において、発注者が直接又は間接に損害を負い、かつこれに対して受注者の故意又は過失があったときには、受注者は発注者に対してその損害を賠償する義務を負う。

(事故発生時の対応)

- 37 受注者は、本業務委託に関して事故が生じたとき、又は、生じるおそれのあることを知ったときは、口頭又は電話をもって直ちに発注者に通知するとともに、その状況を遅滞なく、書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 38 前項の場合において、個人情報等の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、発注者及び受注者は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。
- 39 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人情報等の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

(契約終了時等における情報資産の返却等に関する事項)

- 40 受注者は、発注者の求めがあるとき、本契約にかかる義務の履行を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、速やかに本委託業務の履行に用いた全ての情報資産（複写又は複製したものを含む。）を、発注者に返却し、記録媒体から消去し、若しくはその記録媒体を廃棄しなければならない。

ない。

- 41 受注者は、前項の場合において、記録媒体を破棄する場合には、あらかじめ発注者の承認を受けるものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意を持って処分しなければならない。

(違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項)

- 42 受注者が、本契約に違反して本委託業務にかかる情報を外部に漏えいし、又は不当に利用若しくは使用した場合には、発注者は、本契約を解除し、受注者に対して損害賠償を請求する権利を有する。
- 43 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本契約に違反して本委託業務にかかる個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、本契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

(免責)

- 44 受注者は、第 13 項に定める安全管理措置を誠実に実施したこと、また、それにもかかわらず個人情報等の漏えい等の事故の発生を回避できなかったことを証明できる場合、その範囲内において、前項に定める損害賠償の責任を免れるものとする。